

価格転嫁の円滑化に関する協定 有効期間を2年延長・3機関が新たに参加

県・国・経済団体などで締結している「価格転嫁の円滑化に関する協定」の有効期間を2年間延長するとともに3機関が新たに参加して、県内で適切な価格交渉や価格転嫁がさらに促進されるように15の参加機関・団体が連携して取り組みます。

1 有効期間

令和5年5月16日～令和9年3月31日（延長前：令和7年3月31日）

2 協定参加機関・団体（15機関・団体）

- ①香川県
- ②四国経済産業局
- ③四国財務局
- ④香川労働局
- ⑤四国運輸局
- ⑥香川県商工会議所連合会
- ⑦香川県商工会連合会
- ⑧香川県中小企業団体中央会
- ⑨香川県経営者協会
- ⑩（一社）香川経済同友会
- ⑪（一社）香川県中小企業家同友会
- ⑫日本労働組合総連合会香川県連合会
- ⑬公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 新規
- ⑭（独）中小企業基盤整備機構四国本部 新規
- ⑮（公財）かがわ産業支援財団 新規

3 協定項目

（1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- ①県内企業への調査等を通じた情報収集
- ②情報収集の結果の共有と発信

（2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知

- ①価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
- ②ウェブサイト、講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知

（3）パートナーシップ構築宣言の促進

- ①県内企業への周知を通じた認知度の向上
- ②宣言企業に対する支援策の活用

※詳細は、県経営支援課「価格転嫁の円滑化の促進」サイトをご覧ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/sonota/kakakutenka_enkatuka.html

